

こちらのカレンダーは、広報から切り取って見やすい所に貼ってください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止により、やむを得ず中止になる場合があります。

# 3月 行事予定カレンダー

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1 図書館	2	3 弁護士による成年後見・相続(生前)相談(予約制) (総合福祉センター) 13:00~16:00	4	5 中村年金事務所による年金相談(予約制) (市役所) 10:00~15:00	6
7 奥村クリニック(津島市) ☎22-2600	8 図書館	9 生活自立支援相談(市役所) 9:00~正午	10 心配ごと相談所 弁護士による法律相談(予約制) 結婚相談(予約制) (総合福祉センター) 13:00~16:00	11	12	13
14 もりや整形外科(あま市) ☎445-3711	15 図書館 社会保険労務士によるねんきん相談(予約制) (市役所) 10:00~16:00	16 生活自立支援相談(市役所) 9:00~正午	17 司法書士による相続・登記相談(予約制) (十四山総合福祉センター) 13:00~15:00	18	19	20 春分の日 図書館
21 後藤整形外科(津島市) ☎25-5511	22 図書館	23	24 心配ごと相談所 弁護士による法律相談(予約制) 行政相談所 (総合福祉センター) 13:00~16:00	25	26	27 森整形外科クリニック(あま市) ☎445-5050
28 鈴木整形外科(愛西市) ☎28-8838	29 図書館	30	31 ＜納期限＞ 介護保険料 6期	※手話通訳者の設置 毎週水曜日(図書館棟)9:00~12:00 問 「心配ごと相談所」、「法律相談」、「成年後見・相続(生前)相談」、「相続・登記・成年後見相談」および「結婚相談」は市社会福祉協議会 ☎65-8105		

## 令和3年3月 平日夜間・休日診療問い合わせ先

上記カレンダーに記載の当番医療機関については、都合により変更されることがありますので下記の消防署または救急医療情報センターへご確認の上、受診してください。

※午後5時以降は消防署へお尋ねください。 ※あま市の市外局番は052です。

●海部南部消防署 ☎52-0119 ●海部南部消防署北分署 ☎65-0119 ●救急医療情報センター ☎26-1133

診療日	受付時間	診療先
平日夜間および休日(土・日・祝日)	内科・小児科	平日夜間 土曜日 当面の間、休診
	日・祝	9:00~11:30 13:00~16:30
	歯科	日・祝 9:00~11:30 14:00~16:30
	外科	日・祝 9:00~17:00
	薬など	くすり・医療用品などに関する緊急の相談・質問などは右記へお問い合わせください。
		津島海部薬剤師会 くすり安心電話 ☎090-2136-3858 開設時間 21:00~24:00

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内科および小児科については、平日夜間と土曜日は休診とさせていただきます。  
※病状などのお問い合わせは、受付時間内に直接お電話してください。  
※診療再開については、決まり次第、市ホームページにてお知らせします。  
問 海部地区急病診療所(☎25-5210)  
(津島市莪原町字郷西37)  
<http://amaq.sakura.ne.jp>

## 特集

やとみの防災

# もっと消防団を知ろう



### ◆消防団とは？

消防団は火災などの災害活動をはじめ、応急救護の普及活動や災害を未然に防ぐための啓発活動など幅広い活動を行っています。会社員や自営業、大学生など男女問わずさまざまな職業や年齢層の方々が、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域に密着した活動を展開しています。

## 弥富市消防団の活動

### 消火活動および訓練

火災が発生すると、消防団員は現場に駆け付け、早期鎮火に努めます。大規模火災の場合は近隣の消防団と連携し、より効率的な消火を行います。



### 夜間警戒

火災の発生しやすい年末に、火災を未然に防ぐべく、分団詰所を基点とし、夜間警戒を行っています。



◆有事の際に適切に対処できるよう、換気をしながらの市内パトロール、消火栓ボックス備品確認や消防車両および機械器具点検などを行っています。コロナ禍において、活動が制限されている中でも市民の安全安心のため、団員一人ひとりができることを考えながら日ごろから活動しております。

### 消防団入団の条件は？

- 1 年齢 18 歳以上 60 歳未満の方
- 2 心身ともに健康な方
- 3 市内に在住、または在勤の方

地域のヒーロー！  
待ってるよ!!



### 消防団員の待遇は？

消防団は非常勤特別職の地方公務員です。

- 1 年間一定額の金額が報酬として支給され、災害活動や訓練などに出勤した場合手当が支給されます。
- 2 活動中に負傷した場合、公務災害補償制度があります。
- 3 消防活動に必要な制服が支給されます。
- 4 功勞、功績に対して表彰を行います。